

Contents

■特集 不法投棄はやめましょう	2 P・3 P
■国民健康保険	4 P・5 P
■新しい市長と市議会議員	6 P
■歴史的風致維持向上計画認定、農業制度の変更	7 P
■路線バスを利用しましょう	8 P
■日曜日窓口開業、国民年金、消費生活相談	9 P
■まちの話題	10 P・11 P
■人口透析交通費助成、いのちの電話	12 P
■お元気ですか（腰痛について）	13 P
■高齢者福祉	14 P
■就学援助制度、児童扶養手当	15 P
■人権ってなあに、地産地消	16 P
■文スポちゃんねる、多文化共生	17 P
■インフォメーション	18 P・19 P
■裏表紙 浅井三姉妹 その物語と史実の間で	20 P

今月の表紙

長浜盆梅展で 長浜西中生が箏を演奏

慶雲館(港町)で3月10日まで開催中の長浜盆梅展では、西中学校生による箏（琴）の演奏会が開かれました。幻想的に照らされた夜の盆梅を楽しもうと会場を訪れていた人たちは、しばし箏の音色を楽しまれていました。

特集

不法投棄はやめましょう

一部の心ない人による、山林、河川敷、空き地などへのごみの不法投棄が後を絶ちません。不法投棄された廃棄物は、近隣の迷惑になることはもちろん、環境に悪影響をおよぼします。また、元の美しい自然を回復するには、長い年月と多くの費用が掛かります。

皆さん一人ひとりがマナーを守り、住みよいまちをつくりましょう。

不法投棄は犯罪です

不法投棄は、法律で禁止されており、厳しく罰せられます。企業でも個人でも、定められたルールに従って「ごみ」を適正に処理しなければいけません。法律には次のとおり懲役や罰金といった罰則が設けられています。

○不法投棄をした者

5年以下の懲役
1千万円以下の罰金またはこの併科

【根拠法】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号および第2項

○法人業務に関して不法投棄をした場合

1億円以下の罰金

【根拠法】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第32条第1項
※どちらも未遂の場合も適用

長浜市の 不法投棄防止対策

市では、不法投棄を未然に防止するために、市民・事業所のみなさんの協力を得ながら、次のような対策を実施しています。

土地・建物の所有者 または管理者の皆さんにも お願いです

- ① 不法投棄防止パトロールによる、不法投棄の監視及び不法投棄防止の周知・啓発活動
- ② 市と不法投棄対策パートナーシップ協定を締結した自治会・地域づくり協議会による環境美化活動や不法投棄防止活動等
- ③ 長浜市エコフオスター事業の参加団体・事業所による定期的な清掃活動・啓発活動等

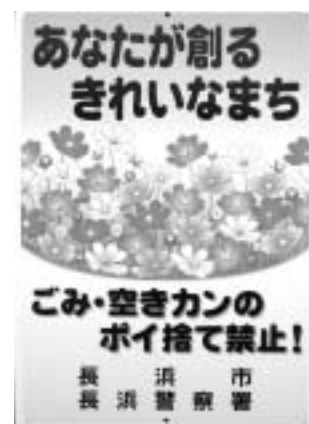
所有地や管理地に不法投棄された場合、土地・建物の所有者または管理者の皆さんにも処理責任が発生します。管理が行き届かないと、不法投棄がされやすくなります。そのため、外部から簡単にごみを持ち込まれたりしないよう柵や看板を設置したり、定期的に除草や清掃をするなど不法投棄をさげに環境を整えましょう。

ごみ・空きカンの ポイ捨て禁止！の 看板を配布します

環境保全課では、ポイ捨て禁

ごみの分別・出し方

特にお問合せの多いゴミは、次の2つです。



止の看板を、自治会からの申請により無償配布しています。ご希望の場合は、市環境保全課もしくは各支所福祉生活課へお問合せください。

可燃ごみ カセットテープ ビデオテープ ※テープ部分が破砕機に絡まるためです。	不燃ごみ 化粧品のびん ※資源ごみの「ガラスびん」は、飲食用びんに限ります。
---	--

詳細については、「こほくる」をご参照ください。
今後とも、ごみの分別・減量

不用品交換情報の受付 窓口・時間について

長浜市で実施している不用品交換情報の受付窓口・時間について、平成22年4月1日以降は、省資源実践館（エコハウス）の廃止に伴い、左表のとおりとなりますので、ご了承ください。



にご協力をお願いします。

変更前	変更後 (H22.4.1以降)
【平日】 8時30分～17時15分 ※金曜日8時30分～16時30分 市環境保全課 【土・日・祝日】 9時～17時 エコハウス	【平日】 8時30分～17時15分 市環境保全課 TEL0749-65-6513 【土・日・祝日】 —

問 市環境保全課（☎6513）
各支所福祉生活課（電話番号は5頁をご覧ください）